

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～懸賞サイトに応募したら、出会い系サイトのポイントを買わされた～

《相談内容》 懸賞サイトに応募するため、メールアドレスを登録したら、「100万円が当たった」と当選メールが入った。

そのメールには当選金の受け取りにはポイントが必要とあり、400ポイント（1ポイント10円）をクレジットで購入した。その後何度もメールのやり取りをしているが、ポイントばかりが減り、当選金はもらえない。だまされたのだろうか？

《アドバイス》 懸賞サイトに関する相談が昨年末からよく寄せられています。

真面目な懸賞サイトがある一方、はじめから個人情報の取得やメール交換用のポイントを買わせることが目的の偽の懸賞サイトがあります。

「当選メール」は、出会い系サイトとつながりがあるとされています。

受取人は、当選金が受け取れると信じ、ポイントを振込みやクレジット決済で購入しますが、これを受け取り手続きのやりとり（同じ文面を何度も送る）で使い果たし、何度も買ううちに料金が高額になります。もちろん、当選金はもらえません。



トラブルを回避するには、懸賞サイトにやみくもに応募せず、サイトの内容をよく確認することが大切です。

もし、「メールの受信にポイント購入」などの条件が出た場合は不審なサイトの可能性があるため、関わらないようにしましょう。

もちろん、ポイント料のクレジット決済や振込みも禁物です。

生活情報ファイル

～今度は「刑事責任」・「適格消費者団体」 新卒の架空請求～

架空請求は数こそ減少しているものの、差出人は何とか連絡させようと巧妙になっています。

○ その1 「刑事責任」を負うと通知する架空請求

「通信販売で購入したわいせつDVDの販売元が児童買春・児童ポルノ禁止法で検挙された。購入した者も共犯で刑事責任を負う必要がある。」といった封書が、架空の「弁護士事務所」やNPOの「女性団体」などから送られて来ます。

「刑事責任」や「懲役」の言葉とともに根拠条文まで添付されており、不安をあおられます。慌てて連絡すると、他の架空請求同様、「裁判の取り下げ費用」と称する高額な金銭を請求される恐れがあります。

(詳細は、国民生活センター: URL: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20071226_6.html をご覧ください。)



○ その2 「適格消費者団体」をかたる架空請求

適格消費者団体とは、消費者契約法に基づき、消費者全体の利益のために差止請求権を適切に行使できると内閣総理大臣に認定された消費者団体。つまり消費者の味方です。

「適格消費者団体」をかたって「消費料保全確認通知書」と書かれたハガキを送り、裁判を取り下げるための費用として早急にお金を振り込ませようとする手口が横行していますので、注意してください。

(詳細は、内閣府(消費者の窓): URL: <http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/chuui/chuui.html> をご覧ください。)

市町からこんにちは。(今日は三次市からです)

地域での消費者出前講座を積極的に行っています！

三次市では、ひとづくり推進室生活相談グループが消費生活相談を担当しています。さて、三次地域は高齢者世帯が多く、高齢者からの訪問販売に関する苦情を多く受け付けてきました。

また、生活相談グループでは、消費生活相談に限らず「日常生活の心配事、困り事相談」「人権相談」なども受け付けており、住民から寄せられる多岐にわたる相談事に、対応しています。

今年は消費者出前講座に意欲的に取り組んでいます。消費生活相談窓口の住民への周知を目的の一つとして「広報みよし」をはじめ、CATVにタイムリーな情報を継続して提供し、その効果もあって、今年度は地域の自治コミュニティから例年以上に消費者出前講座の要請を受け、各地域で講座を開催してきました。

1月19日(土)・20日(日)には三次市北部と南部地域で、消費者出前講座と合わせて巡回消費生活相談事業を行います。

今まで、相談窓口を知らなかった方や、仕事が休めず相談できない方などの掘り起こしに努めたいと思います。

これからも、住民に信頼され気軽に相談できる相談窓口をめざします。

三次市さん ありがとうございます。

くらしのまめちしき

～セルフ式ガソリンスタンドで安全に給油するために～

原油価格が高騰し、年明けから1バレル(約159リットル)100米ドルを超えました。少しでも安くガソリンを入れようと、セルフ式ガソリンスタンドで給油する人も増えていますが、危険物を扱っているという認識を持ち、安全な給油に心がけてください。

□給油前に静電気を放電

静電気の火花が気化したガソリンに触れ、引火する恐れがあります。

給油作業の前に、静電気を放電するパネルか金属部分に触って静電気を逃がしましょう。

給油作業は必ず一人で行いましょう。子どもにさせるのは危険です。

□吹きこぼれないように注意

吹きこぼれないよう、ノズルは給油口の奥まで差し込みましょう。

満タン後の継ぎ足し給油は吹きこぼれの原因ですので、止めましょう。

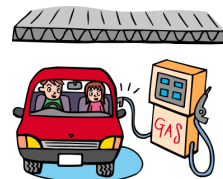
□給油キャップの置き忘れに注意

□誤給油に注意

ガソリンと軽油を間違える誤給油はエンジントラブルのもと。

油種により給油ノズルが色分けされています。

(例：ハイオクガソリン：黄、レギュラーガソリン：赤、軽油：緑など。)



発行元：広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター(受信先で自由に変わっていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。